

一般社団法人日本障害者カヌー協会
普及委員会運営規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)の普及委員会(以下「委員会」という。)について定める。委員会、当協定会款第40条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条

- (1) この規程はパラカヌー及びパラスポーツの発展を目的として設置する普及委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。普及活動に関連するあらゆる事案について、自治体及び関係団体と連携して、パラカヌーと通じた活動を推奨し拡大することを目的とする。

(事業)

第3条 普及委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 普及企画のスタッフ、ボランティアの育成、発掘に関すること。
- (2) パラカヌーの普及活動場所、協力団体に係わる情報収集に関すること。
- (3) カヌースポーツ及びパラスポーツの参加者拡大と発展に関すること。
- (4) その他、日本障害者カヌー協会の目的達成に必要なこと。

(協議事項)

第4条

委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により第3条の事業内容以外に次の各事項について協議し、普及委員の意見を形成し、理事会に答弁または報告する。

- (1) サポーター育成及びの教育に関すること
- (2) 国内の活動場所、協力団体の最新情報に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) カヌースポーツ環境の整備・改善に関すること
- (5) 普及委員の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (7) 協会主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
- (8) J P C各種専門委員及び自治体との協力・連携に関すること

(9) その他、理事会から依頼されたカヌースポーツに関すること

(委員の選出)

第5条 委員長は委員の中から選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。委員は会員から選出されたもので構成され、理事会の承認を経て会長が任命する。

(構成)

第4条

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1～2名

委員

(委員長・副委員長の職務)

第5条 委員長はこの委員会を代表し、この会の事業を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

(委員の資格)

第6条

(1) 協会登録者でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えるものとする。

(2) 委員会の委員は、本会に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと

(3) 委員は、礼節を尊重し社会的規範を守り、全会員の規範になる行動ができるもの

(4) 委員は定められた会議に出席し、公正な立場で意見を述べることができなければならない。

(5) 委員は日本のパラカヌー普及委員として、理事会の方針に従い活動に協力できるものでなければならない。

(任期)

第6条

(1) 委員長、副委員長、委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(2) 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(3) 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の会議開催)

第7条

- (1) 委員会は、1年に2回以上開催するものとし、委員長が招集する。委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- (2) 会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べるができる。

(議長と委員会運営)

第8条

- (1) 委員長、副委員長、委員の過半数の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。
- (2) 委員会を開催する際は、その委員会の議事録を残し理事会に提出することとする。

(決議)

第9条

- (1) 委員会は委員の過半数が出席する形で構成されなければならない。
- (2) 議案は、議決権の3分の2以上の賛成をもって決議されることとする。
- (3) 決議された内容は理事会に提出し、理事会によって最終決議され承認される。

(活動計画等)

第10条

- (1) 委員長は、年間の活動計画を担当者に策定を指示するものとし、11月末までに作成し理事会に提出する。承認された後、その計画より予算を事務担当者が策定する。年間活動計画事業の実施及び予算については、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 各事業活動の詳細(予算含む)は事業前に普及委員会によって議論した上で決定する。事業実施期間中に変更がある際には予算の範囲内で変更することとする。
- (3) 委員会の活動(会議を除く)にあたっては、当協会旅費規程に準ずる。

(事務局)

第11条

委員会の事務は事務局が行う。

附則

- (1) この規程の改廃は、理事会の決議による。
- (2) この規程は2021年12月1日より施行する。